

栗山町若者移住促進事業

住宅取得費用助成事業 Q&A

No.	内 容
助成対象者について	
1	<p>Q : 住宅の取得について教えてください。相続や贈与でも対象となりますか？</p> <p>A : 本事業は、町外に居住されている方が町内に新築住宅を取得、または購入、中古住宅を購入（土地代を含む取得費用が100万円以上）し、居住された場合に住宅の取得費用の一部を助成する事業でありますので、相続や贈与による住宅の取得は対象となりません。また、交換や移転補償費、損害賠償による取得についても対象となりません。</p>
2	<p>Q : 助成対象者の要件である年齢40歳未満や中学生以下の子と同居というのは、いつの時点が基準になりますか？</p> <p>A : 年齢については取得した住宅に居住した日、つまり住民登録をされた日（転入日）において判断し、中学生以下の子と同居については申請時において判断します。</p>
3	<p>Q : 共有名義の住宅の場合、申請者はどうなりますか？</p> <p>A : 同一住宅で重複して助成を受けることはできません。共有名義の場合、取得する住宅の所有権割合で5割以上を有していることが対象者要件となりますので、5割以上有している方で、その他の対象者要件を満たす1名の方が申請者となります。</p>
4	<p>Q : 法人名義で住宅を取得した場合は対象となりますか？</p> <p>A : 対象となりません。 （住宅を取得された方が自ら居住するために取得した場合は対象となります）</p>
5	<p>Q : 土地が他人名義でも対象となりますか？</p> <p>A : 住宅の取得に対する助成事業ですので、対象となります。 （親の土地に住宅を建築しても対象）</p>

No.	内 容
7	<p>Q : 現在、家族が栗山町に住んでいて(栗山町に住民登録)、私は単身で町外に居住しています(町外に住民登録)が、今回、新築住宅を取得し、家族とともに居住しようと考えていますが、対象になりますか？</p> <p>A : 本事業は、町外に居住されていた方が住宅を取得され、町内に居住されることが要件となりますので、同居される家族の方が町内に居住されていたとしても、対象となります。なお、住宅を取得し、転入される方が転入前3年間において、町内に居住されている(町に住民登録)と対象にはなりません。</p>
8	<p>Q : 現在、町外に住んでおり、今回新築住宅を取得し、栗山町に居住しようと思いましたが、半年前に栗山町に住んでいました。対象になりますか？</p> <p>A : 転入日前3年間は栗山町に居住していないことが要件となりますので、対象にはなりません。</p>
9	<p>Q : 町外に居住していた40歳未満の息子が帰ってくるのを機に新築しようと思いましたが、対象になりますか？</p> <p>A : 息子さんが新築住宅を取得、または購入するのであれば対象となりますが、親御さんが新築住宅を取得、又は購入するのであれば対象なりません。</p>
10	<p>Q : 平成27年4月10日に栗山町に住宅を取得して町外から家族が引っ越して居住しました。住宅の所有者である私は仕事の関係で平成28年1月に居住する予定ですが、対象になりますか？</p> <p>A : 住宅を取得された方が居住することが要件となりますので、平成27年4月時点では対象となりませんが、住宅を取得されてから1年以内の移住であれば、対象となりますので、平成28年1月にあなたが転入された段階で対象となります。</p>
11	<p>Q : 都合で、新築住宅を取得する前に転入しました。半年後に新築住宅を取得し、居住することになりましたが、対象になりますか。</p> <p>A : 転入後2年以内に住宅を取得し、居住されたのであれば、対象となります。</p>

No.	内 容
助成対象住宅について	
12	<p>Q : 新築住宅と中古住宅について教えてください。</p> <p>A : 新築住宅は取得日前1年以内に建築され、使用されたことのない住宅で、中古住宅は建築後1年を超える住宅又は人が住んだことのある住宅です。</p>
13	<p>Q : 店舗との併用住宅の場合は対象となりますか？</p> <p>A : 居住に必要な設備、玄関、居室、台所、トイレ、浴室が整備され、居住用の床面積が全体の床面積の2分の1以上でかつ50㎡以上の面積がある場合、対象となります。</p>
14	<p>Q : 自分で住宅を建築した場合、対象となりますか。</p> <p>A : 栗山町に移住される方の住宅の取得にかかる費用に対する助成制度ですので、請負契約、又は売買契約を締結し、取得の対価を支払った場合が対象となりますので、ご自分で建築した場合は対象となりません。</p>
助成額について	
15	<p>Q : 新築住宅の助成額の加算について教えてください。</p> <p>A : 町外に居住されていた方が、新築住宅を建設又は購入されて、町内に居住した場合、住宅の取得費用に対して80万円の助成が受けられます。 さらに、町内に事業所がある法人または町内に住所を有する個人事業者が新築した場合、もしくは町内事業者から新築住宅を購入した場合は20万円の加算、その新築住宅が栗山町エコビレッジ湯地の丘分譲地に新築又は建築された住宅を購入した場合は20万円の加算がそれぞれ受けられ、最高120万円の助成を受けられることとなります。</p>
16	<p>Q : 取得した住宅の名義は共有です。助成額は変わりますか。</p> <p>A : 助成額は基本的にはQ15のとおり、要件を満たせば定額で助成されることとなりますが、助成対象者の住宅取得費用が助成額を下回った場合については取得費用を限度に助成されます。 共有の場合、Q3のとおり、住宅の所有権割合を5割以上有している方のうち代表者1人が対象となるわけですが、住宅の取得費用に助成対象者の持分割合を乗じて対象者の取得費用を算出しますが、その額が助成額を下回った場合、当該助成対象者の取得費用が助成額となります。</p>

No.	内 容
17	<p>Q : 中古住宅の助成額の加算について教えてください。</p> <hr/> <p>A : 町外に居住されていた方が、中古住宅を購入(土地代を含む取得費用が100万円以上の場合に限る)し、町内に居住した場合、土地代を含めた購入費用の10%以内で、上限30万円の助成が受けられます。</p>
助成金の返還について	
18	<p>Q : 助成を受けた住宅に居住しなくなった場合、助成金を返還しなくてはなりませんか？</p> <hr/> <p>A : 助成金の交付決定を受けた日から5年以内に助成対象住宅に助成対象者が居住しなくなった場合は、助成金を返還してもらいます。ただし、助成対象者本人の死亡など、町長がやむを得ないと認めた場合は返還を免除される場合があります。また、同じく交付決定を受けた日から5年以内に助成対象住宅を取り壊したり、他の者へ譲渡したり、他の者へ貸し付けたときも返還の対象となります。</p>
申請手続き等について	
19	<p>Q : 申請期間について教えてください。</p> <hr/> <p>A : 交付申請の手続きは、住宅を取得し居住された日、つまり転入日から3ヶ月以内に行っていたこととなりますが、事前に要件の確認等を行いますので、住宅建築又は購入の契約をする前に、事前申込書(様式第1号又は第9号)を町若者定住推進課まで提出願います。</p>
20	<p>Q : この助成金に税金はかかりますか。</p> <hr/> <p>A : 助成金は一時所得であり、税の申告が必要となる場合があります。</p>